

保護者 様

吉川市保育幼稚園課長

新型インフルエンザ等緊急事態宣言期間中の学童保育について

日頃より、本市保育行政につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、ご承知のとおり1月7日に政府から1月8日から2月7日の期間において、緊急事態宣言が発令されました。

このことに伴い、宣言期間中における求職中の保護者の学童保育の利用期限を、下記のとおり延長することといたしましたので、ご留意くださいますようお願いいたします。

なお、学童保育につきましては、引き続き新型コロナウイルス感染予防を徹底したうえで、通常どおり保育を実施することとします。

ただし、この緊急事態宣言の期間中、感染リスクの不安を理由に登室を自粛する方や職場から休業等の要請があり家庭保育をされる方等で、連続した期間*全てにおいて保育を利用しない場合は、日割り計算により保育料を減額しますので、保育利用の一時停止に係る届出書をご提出くださいますようお願いいたします。

記

1 求職活動中の保護者の就労開始期限について

求職活動として在室している児童で、緊急事態宣言期間中に利用期間が終了してしまう場合、学童利用期間を3月末日まで延長いたします。

2 期間中の学童保育利用の一時停止について

期間中に一時退室を希望する方は、別紙「学童保育一時辞退届（**緊急事態宣言による一時退室**）」を令和3年1月15日(金)までに各学童に提出してください。

※ 提出期限後に保育利用を一時停止することが決まった場合は、速やかに各学童に提出してください。ただし、この場合の利用停止開始日は、届出を提出した日以降の日となりますのでご注意ください。

※ 届提出後の事情の変化により、保育の利用が必要となった場合は、あらかじめ利用施設にご連絡してください。（保育料は通常どおりとなります。）

3 学童利用の一時停止に伴う保育料について

学童利用の一時停止の届出をした期間全てにおいて保育を利用しなかった場合、欠席日数に応じて日割り計算のうえ、保育料を還付いたします。

なお、届出提出後の事情の変化により、保育の利用を再開した場合は、通常の保育料を納付していただきます。

※ 事前に届の提出がない場合、期間全てにおいて保育を利用しなかったとしても、保育料の日割りの対象とはなりませんのでご注意ください。

※連続した期間の考え方

例1 期間中すべての日において、登園自粛する場合 対象

	→				
緊急事態宣言 開始8日欠席	9日 欠席	12日 欠席	13日 欠席	14日 欠席	6日 欠席

例2 期間の途中で出席日のある場合 対象外

	→		→		→
緊急事態宣言 開始8日出席	9日 出席	12日 出席	13日 欠席	14日 出席	6日 欠席

例3 仕事の都合などで期間の途中から登園自粛する場合 対象

			→		
緊急事態宣言 開始8日出席	9日 出席	12日 出席	13日 欠席	14日 欠席	6日 欠席

担当 吉川市保育幼稚園課

電話 982-9528 (直通)